

【2012 年 7 月 26 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 74 号 ■

高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の支給限度額が変わります。

～平成 24 年 8 月 1 日から～

高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度が変わります。

これは、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の動向をもとに、毎年 8 月 1 日に改定しているものです。変更額は以下の通りです。

<高年齢雇用継続給付>（平成 24 年 8 月以降の支給対象期間から変更）

支給限度額 344,209 円 → 343,396 円

最低限度額 1,864 円 → 1,856 円

<60 歳到達時等の賃金月額>

上限額 451,800 円 → 450,600 円

下限額 69,900 円 → 69,600 円

<育児休業給付>（初日が平成 24 年 8 月 1 日以降の支給対象期間から変更）

上限額 215,100 円 → 214,650 円

<介護休業給付>（初日が平成 24 年 8 月 1 日以降の支給対象期間から変更）

上限額 172,080 円 → 171,720 円

リーフレットはこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/kihonteate-03.pdf>

8 月 1 日から雇用保険の基本手当（失業給付）の日額も変更となります。

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/kihonteate-02.pdf>

高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の詳しい制度内容については
こちらをご覧ください。

(高年齢雇用継続給付)

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/0805_kourei_kyufu.pdf

(育児休業給付)

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/0805_ikuji_kyufu.pdf

(介護休業給付)

https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/0805_kaigo_kyufu.pdf

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚生労働省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-